

令和6年6月定例会 総務委員会（付託）

令和6年6月21日（金）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

福山委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに議事に入ります。

これより公安委員会関係の審査を行います。

公安委員会関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、理事者側から報告事項があればこれを受けることにいたします。

【報告事項】

な し

山口企画・サイバー警察局長

報告事項はありません。

福山委員長

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

平山委員

私からは、詐欺関連について質問をさせていただきます。

最近、従来の特殊詐欺のほか、SNS、また動画共有サイトなどを利用し実在する有名人の名前を悪用して信用させ、お金をだまし取るといった、SNS型投資・ロマンス詐欺などの手口が横行し、多くの県民の間で不安が広がっております。

このように匿名性が高く、巧妙化する犯罪から被害を未然に防止するためには、SNSユーザーである県民が犯罪に自ら気づき、警察等に相談する力が必要になってくると認識しており、この種の犯罪を根絶するための早急な対策が必要であると考えます。

他の特殊詐欺と同様、SNS型投資・ロマンス詐欺についても、背景には組織的な資金獲得の目的が存在し、手口も様々であると考えますが、まずSNS型投資・ロマンス詐欺の定義について説明をお願いします。

濱川刑事部首席参事官兼刑事企画課長事務取扱

SNS型投資詐欺、SNS型ロマンス詐欺とは、各種SNS等を通じまして被害者と交信を重ね、金銭等をだまし取る詐欺の手口を言います。

このうちSNS型投資詐欺とは、投資すれば利益が得られるものと相手を信用させ、投資アプリに誘導するなどして虚偽の利益を表示する方法などによりまして、架空の投資を継続させながら投資金名目、あるいは出資金名目、手数料名目で金銭等をだまし取る手口のことを言います。

また、SNS型ロマンス詐欺とは、恋愛感情や親近感を抱かせるなどの方法によりまして、投資金名目あるいは交際の継続等を前提とした様々な名目で、金銭等をだまし取る手口のことを言います。

平山委員

テレビや新聞等でも、この種の詐欺被害が全国的に多発し、被害金額も相当な額になっていると認識しておりますが、県内の発生件数と被害額についてお伺いいたします。

濱川刑事部首席参事官兼刑事企画課長事務取扱

SNS型投資詐欺、SNS型ロマンス詐欺は、全国的に被害が急増する傾向にありまして、極めて憂慮すべき状況にあります。

徳島県における本年1月から5月末までの間のSNS型投資詐欺、SNS型ロマンス詐欺の発生状況につきましては、認知件数は総計で25件、去年同期と比べまして17件の増加、被害総額につきましては約2億3,380万円、去年同期と比べ約1億9,590万円の増加となっております。

平山委員

去年同期と比べて約2億円の増加ということでありまして、警察としても、このような詐欺被害の防止に向けた対策を推進しているものと思われそうですが、具体的にどのような対策や取組を行っているのか教えてください。

多田刑事部長

県警察におきましては、急増するSNS型の投資詐欺、そしてロマンス詐欺の対策として、本年4月に刑事部門のみならず生活安全部門、それからサイバー捜査部門などから成る、徳島県警察SNS型投資・ロマンス詐欺対策プロジェクトチームを設置いたしました。

そして、事件情報の分析をはじめ、事件を認知した際の初動対応など、検挙に向けた捜査を強力に推進することとしております。

また、本年4月に全国警察に設置されました特殊詐欺連合捜査班を活用し、必要に応じて関係都道府県警察に捜査協力を要請するなど、全国警察が一体となった取組を進めているところでございます。

さらに、被害発生状況に応じまして、あらゆる機会を通じて県民への広報啓発をはじめ、犯行に使用されました預貯金口座等の凍結措置など、被害の抑止対策にも取り組むこととしております。

いずれにしましても、県警察におきましては、急増するSNS型投資・ロマンス詐欺の被害を1件でも少なくするように、組織を挙げて、これらの取組を強力に推進してまいりたいと考えております。

平山委員

冒頭で申し上げたとおり、このような犯罪の発生により県民全体に大きな不安を与えて

おります。

また、発生件数、被害額ともにどんどん増加していることから、これらの巧妙化する悪質な犯罪から県民を守るために、引き続き、被害防止に向けた取組を強く推進していただきたいと思います。

先ほど答弁にもございましたが、まずは、SNS型投資詐欺、SNS型ロマンス詐欺という新しい言葉を県民の皆様に認知してもらうことが被害防止につながる第一歩だと思いますので、ホームページはもちろんのこと、スマートポリスアプリ、県がアカウントを持つSNSでの発信、各種メディアの利用、またキャンペーンを行うなど、被害防止につなげていっていただきたいと思います。

東条委員

今、平山委員がSNSの被害の状況等、いろいろお話をされました。

私のほうからは、インターネットでサイバー空間を利用した犯罪被害もすごく増えているというふうに聞いているのですが、今、インターネットは若い人だけではなく、高齢者、携帯電話を持っている方は皆さん利用する時代で、サイバー犯罪の手口とか特徴についても、もっと県民一人一人が知ることが大事だなというふうに思っております。

そして先ほども言われたように、日々、高度化、巧妙化して悪質化するサイバー犯罪への対策というのも非常に重要だと思うのですが、徳島県警が受けているサイバー犯罪に関する相談はどのぐらいの件数があるのか、また内容はどんな相談が多いのかということについても教えていただけたらと思います。

山口企画・サイバー警察局長

県警察における、サイバー犯罪に関する相談受理件数についてでございますが、平成27年以降800件前後で推移していたところでございます。令和3年は1,206件、令和4年は1,821件、令和5年には1,544件と増加傾向にございまして、今年は5月末で既に1,229件、これは前年同期比でプラス499件の相談を受理しているところでございます。

令和5年中の主な内容につきましては、詐欺、悪質商法によるものが330件、クレジットカード情報の不正利用等に関するものが303件、迷惑メールに関するものが285件でございまして、今年5月末の主な内訳につきましては詐欺、悪質商法によるものが498件、クレジットカード情報の不正利用等に関するものが188件、迷惑メールに関するものが175件となっている状況でございます。

なお最近の傾向としましては、令和3年以降、クレジットカード情報の不正利用等に関する相談が急速に増加しておりまして、その背景にはクレジットカード番号の個人情報が盗み取られる事案が介在しているものと考えられるところでございます。

東条委員

クレジットカードの被害が特に多いと言われましたが、カード番号など個人情報を盗み取る手口というのはどのようなものがあるか、もう少し具体的に教えていただけますか。

山口企画・サイバー警察局長

個人情報盗み取る手口の代表的なものとしまして、フィッシング、あるいはスミッシングと呼ばれる手口が挙げられるところでございます。

これらはいずれもクレジットカード情報でありますとか、ショッピングサイトのID、パスワード等の個人情報を盗み取るものでございます。

フィッシングの手口につきましては、携帯電話やパソコンに、例えば実在するクレジットカード事業者でありますとか、ショッピングサイトの管理者を装った偽の電子メールを送り付けまして、本物のウェブサイト模した偽のウェブサイトに誘導した上で、同サイトに個人情報を入力させて盗み取るものでございます。

またスミッシングとは、SMSを使ったフィッシングのことございまして、スマートフォンや携帯電話に対し、宅配業者や金融機関を装ったショートメッセージを送り付け、個人情報を入力させて盗み取る手口が確認されておるところでございます。

東条委員

今、こういうフィッシング詐欺とか、すごく増えているんだろうなと想像するんですけども、この犯罪の中には、ほかにもデジタル暴力とか児童ポルノ、それから規制薬物広告だとか自殺サイト、それから闇バイトとかいう募集、そういうのも多分ずっと広がっていつているんだろうなというふうに思います。

被害を防ぐために、利用者である県民一人一人がサイバー犯罪、先ほどのSNS犯罪の被害もそうですけれども、どのような犯罪なのかがまだ十分に分からないので、それを広く周知するということが大切なんだと思いますが、こういう犯罪に遭わないように県民が注意すべき点がありましたら、是非教えていただきたいと思います。

山口企画・サイバー警察局長

インターネットに関連する犯罪への被害防止対策について御質問を頂きました。

クレジットカード番号等の個人情報が盗み取られますと、それを基にショッピングサイト等で商品を不正に購入されたり、またスマホ決済サービスの不正利用でありますとか、インターネットバンキングの不正送金など、様々な犯罪に利用される可能性があります。

フィッシング等の被害に遭わないためには、まずもって身に覚えのない電子メールでありますとか、SMSに記載されたURLには接続しないということが重要でございます。

少しでも不安を感じた際には、御自身で判断せず、警察に相談していただきたいと思いますところでございます。

また県警察では、各種被害防止講習等のほか、県警ホームページやSNSを活用して、各種サイバー犯罪に関する手口でありますとか、その対策方法等について、広く広報啓発を行っているところでございます。

今後とも、県民がサイバー犯罪被害に遭わないため、インターネットを利用する際の危険性等について、広く県民に注意喚起をしていく所存でございます。

東条委員

実は私事なんですけれども、私はFacebookをしていて、そこにいろんな広告が飛び込ん

できます。

その中にはいろいろあって、今回、パッと目に付いたのが、しわが伸びますよといって、きれいに伸びたような映像がパッと映って、1回だけお試しでお安く提供します、1回のみで結構ですみたいなのが来るんです。それで1回申し込んでみたんです。そうしたら、本当に商品が届きました。最初は1,980円の金額でした。

試そうかなと思っていて、1週間くらいしたら、また同じ物が2本くらい、余分だったんですけど届いたんですよ。頼んでもないのになぜ届いたのかなと思って、請求書を開けたら、2万数千円の金額になってたんです。注文してないから断ろうと思って電話を入れました。そうしたら、電話が留守番電話みたいで全然つながらないんです。返品したいと言おうとしてもつながらない。それで、どうしようかなと思ったら下にメールアドレスが書いてあったので、注文もしていないのに商品を送ってきたので返品しますということをメールで送ったんです。

そうしたら、キャンセルは受け付けていませんみたいなメールが来たので、これは違反でないですかと、消費者センターか警察に相談しますよとメールを送ったら、そうしたら上司と相談しますというようなやり取りがあって、それで今回に限っては返品してくださいということで、一応大丈夫だったんですけども、私、これ絶対買ってしまおうと思うんですね。2回目に送られてきたのは買ってしまっただけで、もうこれで結構ですっていうふうに送るんだろうなと思います。

ですから、身近にこんなことがあったと聞いてみたら、みんな注文していたり、例えば痩せたいとか、頭の毛を増やしたいというような広告に、私も申し込んだけど、僕も申し込んだけど、失敗しましたという問題があります。

冷静に考えたら、すぐ痩せるはずはないですし、髪の毛もすぐ増えるというのではないと思うんですけど、すごくだまされやすい状況なんですね。

自分も振り返ってみたら、気軽に申し込んでみたものの、どんどん被害が広がっているのかなというふうに思いますので、先ほど平山委員も言いましたけれども、こういうサイバー犯罪を信じてしまう県民に、徳島県のSNSでこういう問題を発信するとかしていただきたいと思います。

ちょうど朝、私がラジオを聞いていたら県警察の情報が流れていたんです。こういう犯罪が増えているから気をつけようとか、疑ってかかりましょうみたいなことを言っておられて、耳から入るというのはすごくいいですし、目から見るテレビとかも是非利用していただいて、みんな絶対1回や2回くらい失敗されているような傾向がある中で、警察から積極的な情報発信を、もっと周知していただきたいというふうに思います。

予算が要るかも分かりませんが、テレビを利用するとか、取材をしてもらおうとかして広めていただきたいということをお伝えして、終わらせていただきます。よろしくお願いします。

岡委員

1点お聞かせいただきたいんですが、今SNSに関する犯罪のことでいろいろと、東条委員から非常に実感のこもった、大変貴重な体験談だったのではないかなと。こういうことをもっといろんなところで、東条委員にもいろんなところで、こういうことがあるよと

広めていっていただけたらと思います。

そのことに関連して1点だけなんですけども、僕のところにもよくそういうメールやショートメッセージが来るんです。

あれって、メールを開けるだけだったら大丈夫なんですよ。中の確認のためにここをクリックとか、URLを触らなかったら、フィッシングに掛かるようなことというのはないと。よく来るので、どういうパターンがあるのかなと。

先ほどおっしゃっていたように、結構複雑なんです。何か物を買ったときに、例えばAmazonで買い物をしたときに、Amazonからのメールがたまたまそのタイミングで来たりするんですよ。

そういうのって、どういうパターンがあるのか、中のURLさえクリックしなかったら大丈夫なのか、メールを開けてしまった時点で駄目になってしまうのかというのを、教えていただけたらと思います。

山口企画・サイバー警察局長

いわゆる迷惑メールとか、犯罪を誘発するようなメールについての御質問でございます。

岡委員がおっしゃいましたように、携帯電話などのショートメッセージでありますとか電子メールで、私のところにもいろんなメールが届きます。

基本的にはURLをクリックして、そこに個人情報を入力するような偽サイト等に誘導される場合がございますので、URLについてはクリックしないということがまず第一です。あとは宅配業者とかAmazonという場合があるかと思いますが、そういうものも基本的には開けないことが一番安全かなというふうに思います。

そうであるかのようなメールが届いたとしても、まずはメールではなくて、基本的には正式な、Amazonであればサイトのほうに問合せを行うとか、そういうふうにしていただいたほうが安全かと思いますので、よろしく願いいたします。

岡委員

ありがとうございました。気を付けます。

言い方って非常に難しいと思うんですけども、ここにおられる方々だったら、メールを開いてURLはクリックしないようにしてくださいと言われてたら、ああ、あれかと分かると思うんですけど、多分掛かる人は、URLって、と思っている人も結構いると思うのです。

多分ここをクリックと書いているので、ああ、ここを触ったらいいのかと思って触ったら、そういうサイトに飛んでしまって、何か入力しなければとなってしまう人が多いと思うので、できるだけ砕けた、分かりやすい言い方を工夫してやってもらったほうが、より多くの人に分かりやすいかなと思いましたので。

私も、2週間で10kg痩せるとか、足が細く見えるズボンがあるとか、思わずいろいろとクリックしてしまいそうになるんですけど、そんなことはないだろうと、どう考えたって自分の努力以外ではなかなか変わらないなということを肝に銘じて、これからしっかりとSNSとかネットとかを使っていきたいなと思います。

自転車の安全利用のことについてお聞かせいただきたいんですが、道路交通法が改正されまして、昨年の4月から自転車のヘルメット着用が努力義務化されたということで、いろんなところでいろんな動きがあったと思います。

先般の閣議決定された道路交通法の改正案では、一定の交通違反に対する反則切符、今までは赤切符だったのが、いわゆる青切符も運用を始める、運用していくこととか、運転中のスマートフォンを使用する、ながら運転や酒気帯び運転を罰則付きで禁止するという内容が入っているということで、自転車対策が非常に大きい変化のときを迎えているのかなというような気がします。

私も議会に来るとき、家の前が一方通行で、バイパスまで一方通行なんです。細い道はあるんですけど、気色悪いのでバイパスへ出るんです。自転車が前を通っていくんですけど、全くこっちの道路を見ていない。前だけ向いて猛スピードで突っ込んでこられたこともありますし、携帯電話を触っている、雨の日だったら傘を差しているという方が結構、多くいらっしゃるんです。

昔からそうでしたけども、こういうことが報道されると余計に目に付くというところがありまして、今までもやっているとは思いますが、交通ルールの周知であったりとか運転マナー向上というのを、より積極的に進めていく必要があると思うんですが、県警として、今まで自転車の安全利用、安全な運転をしてくださいと呼び掛けていく上で、具体的にどんな取組を行っているのかをお聞かせいただきたいと思います。

田村交通企画課長

自転車の安全対策に向けた取組に関する御質問を頂きました。

近年、交通事故件数が減少傾向にある中で、自転車の交通事故発生件数は、平成29年から令和5年まで年間平均約450件で推移しておりまして、横ばいを続けており、自転車をめぐる交通事故情勢は非常に厳しい情勢になっております。

県警察では、自転車安全対策といたしまして、県下各警察署ごとに自転車事故が発生し、又は発生が予想される12の地区の15の路線を、自転車指導啓発重点地区・路線に設定いたしまして、県警のホームページに掲載するなど、県民に周知するとともに、同地区路線、主要路線等で、朝夕の通勤通学時間帯を中心とした街頭指導活動を実施しているところでございます。

一方、交通違反を警告する場合は、自転車指導警告カードを交付いたしまして、悪質な交通違反に関しましては検挙も視野に入れた交通指導取締りを実施しております。

また、自転車の安全利用に係る交通安全教育といたしまして、市町村、学校等、関係機関・団体と連携して、幅広い年齢層に対する自転車教室等を実施しておりますほか、県内各プロスポーツチームと連携した交通安全啓発動画を作成し、県警SNSなど様々な広報媒体を活用して情報発信するなど、自転車の安全対策を推進しているところでございます。

岡委員

いろんなことに取り組まれている、以前からしっかりと取り組んでいただいていると思います。

法が改正されて、悪質な自転車利用者に対する取締りの機運というのは、より高まってきたのかなと思います。

そもそも私も、正直そこまで関心高く見ていたわけではなかったのですが、最初に赤切符ができたというのは非常に驚きだったのですけども、普通は先に青切符を作ってから赤切符ではないかと思ったんですが、今回青切符ができることによって、より取締りをしやすいと言ったらちょっとあれなんですけども、より意識高く、そういうようなことで意識を持っていただきやすい環境にできるのかなというような気がしています。

いろんな啓発をするのも大事なんですけども、取締りは悪質な、危険な運転を減らしていくという大きな抑止力となっていくと思うんです。これは僕ではできないですね。北島委員でもできない、岡本委員でもできない。取締りというのは、警察しかできない取組になっています。

自転車利用者のマナーの向上というのが一番の目的なんですけども、それを進めていくためにも、自転車の取締りというのは今後、今まで以上に強化すべきでないのかなと思うんですが、御見解をお伺いしたいと思います。

田村交通企画課長

自転車に対する交通指導取締りの強化についての御質問を頂きました。

自転車が当事者となった交通事故では、自転車側に一定の交通違反がある場合が多い傾向にあり、またいわゆる電動キックボードなどの新たなモビリティが歩行者と共存を図り、交通安全を確保する必要があることを踏まえまして、昨年の8月から悪質性、危険性及び迷惑性を判断した上で、自転車の交通違反に対する指導、取締りを強化しているところです。

自転車等に対する指導取締りを強化するため、本年度、交通部のスケールメリットを生かし、交通指導課内の交通機動隊に、自転車・小型モビリティ対策を行う専門部隊を新設いたしました。本年でございますが、5月末までに交通事故を誘発するような悪質、危険性等の高い交通違反45件を検挙するとともに、今後とも自転車の安全利用に向け、交通指導取締りとか、広報啓発活動など、各種対策を推進してまいりたいと考えております。

岡委員

すみません。御説明を頂いたんですけども、交通事故を誘発するような悪質な違反というのは具体的にはどんなものがあるか、教えていただけますか。

田村交通企画課長

悪質な違反についての御質問を頂きました。

例えば、信号無視や指定場所の一時停止など、交通事故に直結しやすいもの、また通行区分違反、いわゆる路側帯を逆走するといった迷惑走行などを中心に取締りをしている状況でございます。

岡委員

悪質性が高いと言われても、こっちのほうに近いしとか、あの店に行くから、ここで信

号を渡ってこっち行こうかと、知らずに普通にやっていることがあるかと思うので、そういうことを周知徹底していくことが、まずは重要なのかなという気がいたします。

それで、先日の報道で、自転車のヘルメットの着用率が余り伸びていないと、特に若年層かなと思うのですけれども、私としては、ヘルメットの予算も付いて補助をするような話もありましたが、高校生の年代はほとんど伸びていないのですよね。

何のためにヘルメットの着用率を上げようとしているのかというところが重要な話であって、ヘルメットをかぶる人の数字を上げたいがためにしているのではないと思うのです。

ヘルメットをかぶるぐらい自転車を利用している方の安全に対する意識を啓発していったら、結果的にそれがヘルメットの着用率につながっていくであったりとか、事故に遭わないようにするにはどうしたらいいか。

大きい事故はちょっとした意識ではないですか。車と自転車とのちょっとした意識のずれであったりとかが恐らく事故を生む。瞬間の判断で事故を生むということであると思うので、私自身は、そういうところの意識啓発をどう進めていくかっていう対策が恐らく必要なんだろうなと考えています。

例えば学校と連携して、小中学生に交通安全について自分たちで考えさせて、例えばここ危なかったよと、ここでこんな体験したよというようなことを落とし込んだ地域のマップを作って配布していくとか、自分たちで考えてやらせるという取組を順次やっていったらどうかなと思うのですけれども、子供たちに対する安全教育の在り方というのは、どのようにお考えになっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

田村交通企画課長

子供に対する安全教育についての御質問であります。

中学生までの子供の交通事故発生件数は、平成28年から昨年まで80件から90件で推移をしております、横ばいの状態になっております。さらに、去年は事故発生件数の約8割が自転車乗車中の交通事故であるなど、次代を担う子供の安全確保は極めて重要であると認識しております。

交通安全教育につきましては、道路の利用者に必要な知識及び技能を習得させることによりまして、道路交通の場で安全な行動を取るよう促すものでございます。

県警察では、関係機関・団体等と連携いたしまして、年齢、心身の発達段階、通行の対応に応じた交通安全教育を実施しているところでございます。このほか、児童生徒の安全確保に向け、住宅地図作成会社と連携して、交通事故発生場所の情報を提供いたしまして、各地区の教育委員会を通じて、小学校、中学校の児童生徒に交通危険箇所マップを配布するなどの施策を推進しておるところでございます。

今後とも、関係機関・団体と連携いたしまして、子供の尊い命を交通事故から守る取組を着実に進めてまいりたいと思っております。

岡委員

ゼンリンの地図などを見せていただいて、非常にいい取組だなと思ったんですけども、小学生低学年の子とかに対しては堅いかなと。手書きの地図とかでいいと思うのです。

それに自分たちが書き込んで、僕はここでこんな目に遭ったよとか、こういうところは危なかったよとかいうのもいいんじゃないかなと。自分たちが考えて行動することで、危険箇所はこれとか、これはこの間学校で話し合ったなとか、あの子が危ないと言っていたなという意識があれば、少しは気を付けるところはあるでしょうし、そういう意識が恐らく、何があるか分からないからヘルメットをかぶっていたほうがいいなとか。

学校とかに行って、いろんな安全教育をしていただいているというのは知っていますけれども、大体、学校の校庭にラインを引いて、スタントマンみたいな人が来て、ドーンとぶつかって、危ないよって。

僕なんかもそうなんですけど、多分、ドンッとぶつかったらそこしか残ってないんですよ。ものすごく吹っ飛んでいたとか、インパクトの強いところが残ってしまうような気がします。それも見せたらいいと思うのですが、どちらかという、自分たちで考えて、こういうときにどうしたらいいのだろうか、こうしたらいいのだろうか、こういうところに気を付けようっていうことを自分たちから発信させて、意識啓発をしていったら、わざわざ予算を付けなくても、ヘルメットをかぶる子はちょっとずつでも増えてくるんだろうし、意識が高まってきたら、交通事故自体もちょっとずつでも減っていくんじゃないかなと思うので、今後も引き続き、そういういろんな取組をしていただいて、一人でも不幸な事故が減るよう対策に取り組んでいただきたいなと要望して終わります。

北島委員

私からは、昨年6月に予算計上されていた、藍住町に新たな交番を整備するという案件について質問させていただきます。

今回の藍住町への新しい交番整備につきましては、大きな特徴が二つあります。

一つは太陽光パネルを利用したLED^{セブ}を使って、いわゆるエネルギーゼロ、最近住宅でよく採用されておりますけども、ZEB仕様というような形と、また、電動バイクを導入するということで、すごく環境面に配慮した交番であるということ。

もう一つ大事なのは、この藍住町は元々東と西に二つ交番がありまして、それを統合して藍住町役場の中に整備をするということで、どんな効果を期待をされているのかをまずお聞きしたい。多分、昨年もその話があったと思いますけれども、いよいよ完成となると思いますので、改めてお聞きしたいと思います。

平松総務企画課長

ただいま、藍住町の新たな交番について、どのような効果を期待しているかとの御質問でございます。現在、県警察では変化する治安や地域情勢に適切に対応するため、徳島県警察・地域警察再編計画に基づき、交番・駐在所の再編整備を推進しているところでございます。

今回の交番整備につきましては、近年、大型商業施設の出店やベッドタウンとして人口増加等が見られる藍住町におきまして、町内の二つの交番を統合して大型化することにより、よりスケールメリットを生かした、より効率的な警察活動を展開することとしたものであります。

さらには、先ほど委員からお話がありましたように、町役場敷地内という立地により、

DV、ストーカー、児童虐待事案の被害者支援や災害対応などで、自治体との緊密な連携が可能になるものと考えております。

さらに、同交番施設は、先ほど委員からも御説明があったように、脱炭素社会を実現するため自然エネルギーを最大限導入するなどし、県有施設で初のZEB仕様の施設として整備するほか、当県警察初の電動オートバイを配備するなど、現在、環境に配慮した新時代の交番として整備を進めているところでございます。

北島委員

承知いたしました。

予算計上されて1年で、完成は夏頃というふうにお伺いしておりますけども、現在、工事の進捗がどういう状況か教えていただけますでしょうか。

平松総務企画課長

工事の進捗状況等についてでございますが、今回の交番整備については2か年工事として実施しておりまして、昨年度、工事に着工し、今年度は工事2か年目を迎えております。

現在は外装工事が終了し、内装工事や駐車場整備等に取り掛かっているところでありまして、建物の完成は8月中の見込みです。運用開始時期については、準備期間等も踏まえまして10月頃を予定しているところでございます。

また、新たな交番の名称については、地元住民の方々や関係者の方々の御意見を踏まえまして、現在、藍住町交番とする予定でございます。

今後、運用開始に先立ち、広報活動等の適切な情報発信により周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

北島委員

承知いたしました。

今回の藍住の交番の統合は、いろいろ意見がございましたけれども、先ほども話がありました自転車の事故も多いですし、というのは、商業施設も大きいものがありますし、人も増えている、また、お店も増えているという状況で、交通事故だけではなくて、様々な事案の発生数が多い地区であります。今回、スケールメリットを生かしてということでございますので、是非とも、皆さんが住みやすい街になるよう、今後も交番がその機能を果たせるように期待して質問を終わります。よろしくお願いします。

岡田（晋）委員

私からは、道路補修、維持管理における予算についてお聞きします。

交通事故を防止するためには、人、車、道路の3要素についてバランスよく対策する必要がありますが、中でも道路環境の改善によるところが大きいと感じています。

県内には、道路が傷んだり、道路標示が見にくくなっているところが多く見受けられますが、これを放置しておく、凸凹の道路にハンドルを取られたり、適切な通行帯が分からずに衝突事故を引き起こすなど、重大な危険につながります。

これまで、私や同僚議員が一般質問や県土整備委員会、また経済委員会で繰り返し要望をしたところ、県において道路機能を維持する集中的な事業を道路3か年リフレッシュ対策として、令和5年度2月補正予算で16億円の予算を計上していただき、可決したところではあります。

事業の内容としては、舗装の補修や区画線の引き直しを強化していただけるというものであり、円滑な道路交通や県民生活に密着した安全の確保に寄与するものと期待しています。

しかし、この予算で県土整備部が区画線の引き直しができるのは、外側線や白線の中央線などに限定されており、警察が所管している横断歩道やはみ出し禁止の黄色の中央線はすることができません。

したがって、警察所管の予算においても同様の予算を確保しなければ、中途半端な道路リフレッシュ対策となります。

この視点で幾つか質問いたします。

まず、交通規制の補修、維持管理に伴う予算状況について、令和6年度の当初予算の状況はどうなっていますか。

既決予算の金額は幾らか、また令和5年度と比べてどうなっているのか、追加補正をすべきと考えますが、見解をお伺いします。

田村交通企画課長

交通規制の補修、維持管理に伴う予算の状況についての御質問を頂きました。

警察では、安全で円滑な交通環境を確保するため、信号機をはじめ横断歩道や道路の標識、標示など、いわゆる交通安全施設を管理しているというところでございます。

これら交通安全施設の整備や維持、補修に必要な経費といたしまして、今年度当初予算では11億2,718万2,000円を計上しており、前年比で331万2,000円の増となっております。

これらの事業につきましては、道路の整備計画や地域住民からの意見要望等に応じて、当面の必要な経費を確保しているところでございます。

今後も交通安全施設整備の必要性や危険性を検討の上、道路事情に応じた計画的な交通安全対策を講じてまいります。

岡田（晋）委員

次に、交通規制線の補修要領についてです。

先日も、はみ出し禁止の黄色のセンターラインが消えているカーブで、前から来た対向車と当たりそうになったというお話がありました。

このように県内の道路を走行していると、黄色の中央線が薄くなっていたり、横断歩道や一時停止線が薄くなっているところが多く見受けられます。

県警において、どのような基準を持って対応しているのか、お伺いします。

田村交通企画課長

ただいま御質問を頂きました、追越しのための右側はみ出し禁止を示す黄色の中央線や一時停止規制の停止線など、交通規制に係る標示については、警察において点検・管理を

実施しているところでございます。

修繕が必要な箇所につきましては、警察官等による点検、県民の方からの情報提供によりまして把握をしているところでございます。

把握した箇所は交通規制の担当者が現場を確認いたしまして、必要な修繕を実施しているところでございます。

道路標示の塗り替えにつきましては、車両通行量や道路の環境により摩耗の度合いが一律ではないため、経過年数などを基準に判断することはできず、実際に道路標示の視認状況を確認した上で塗り替えを行っているところであり、引き続き、適切な道路維持管理に努めてまいります。

岡田（晋）委員

きっちりやっていただきたいなと思います。

次に、県警の当番制の在り方及び警察官の採用についてお聞きします。

県警において、徳島県警察・地域警察再編計画に基づき、駐在所を統合して交番を設置したり、駐在所の機能強化事業を行っていることは承知しております。

これについては、私も吉野川市議時代に説明を受けましたが、阿波吉野川警察署管内においては令和2年4月から阿波交番や阿波西交番、川島交番が新たに設置されたほか、上浦駐在所と飯尾駐在所が鴨島町交番に統合される形で体制が強化されたということです。

そのとき、交番では各駐在所の人数分の交番勤務員が増加し、交番で様々な事案に対応するとの説明があり、またそのようにしていただいております。

ところが、今年度の鴨島町交番の勤務員数を伺ったところ、昨年度から勤務員数が大幅に減り、3分の2まで減らされており、当初の説明が守られておりません。このため、現に電話を掛けても出てもらえないことが多々あります。

それでは地域警察再編が達成できても、県民生活の安全確保が後退し、県民にとっては警察が遠い存在となり、事案に対して即対応してもらえなければ県民の不安が増大します。

この背景には、昨年度から開始された当番制が影響したのではないかと考えます。このことについて、幾つか質問します。

まず、昨年度から運用開始された当番制についてです。

当直勤務から当番制へ移行した目的と、その概要についてお尋ねします。

この制度をなぜ開始するに至ったのか、また、これはどのような制度なのか、改めて説明願います。

田中警務課長

当番制に関する御質問でございます。

警察署における夜間休日の事件、事故や相談等の対応につきましては、令和4年度まで当直勤務の警察官が担当してございました。

この当直勤務といいますのは、週38時間45分の正規の勤務時間にカウントされない勤務でございまして、当直勤務が平日の場合、引き続き午後0時15分まで正規の勤務に就くことになり、警察署での滞在時間は約28時間に及ぶというものでございました。

一方、当番制につきましては、夜間休日に正規の勤務時間を割り振るものでございます。翌日の午前8時30分に勤務が終了いたしまして、警察署での滞在時間が約4時間短縮されるというふうになりますので、令和4年度に試行した上で、令和5年4月、署員の総勤務時間の縮減による負担軽減と疲労蓄積に起因いたします各種事故防止を目的として、警察署の当直勤務を廃止し、当番制に移行したものでございます。

この当番制につきましては、全国的に導入の流れがございまして、本年4月現在、31の都府県におきまして導入済み、又は導入予定と承知しているところでございます。

岡田（晋）委員

勤務環境の改善を目的として導入されたということですが、一方で当直勤務から当番制へ移行し、給与支給額が減らされたなどの声を聞くことがあります。運用を開始して1年を経過した後の状況として、改善すべき事項についてどのように考えているのか、御説明をお願いします。

田中警務課長

当番制開始後の状況についてでございます。

当番制導入前後における当番一人当たりの総勤務時間を比較いたしましたところ、月平均約14.7%の縮減が認められたところでございます。

現在、当番員に対するアンケート調査を実施中でございまして、先般これに先立って複数の警察署で聞き取りを行いましたところ、肯定的な意見といたしまして、午前8時30分で勤務が終了いたしますので、しっかり休める、また家族との時間が増えたなどの意見がございました。

ワーク・ライフ・バランスの点におきまして、効果があったというものでございますけれども、その一方で、委員の御質問にあったように、給料が減少したとの声もございまして、これにつきましては、時間外勤務を含めました総勤務時間の縮減に伴って勤務支給額が減少したものと考えてございます。

勤務状況をつぶさに観察いたしましたところ、警察署の課によって総勤務時間に隔たりがございますので、今後更なる業務の合理化、効率化による長時間労働の抑制と、業務の平準化に向けました組織改善の見直し等に取り組んでまいりたいと考えております。

岡田（晋）委員

給料が減るということはライフスタイル、また一生を通じてのいろんなことに影響もすると思うので、そういうところは配慮していただきたいなと思います。

次に、警察官の配置方法についてお尋ねします。

事情もあろうかとは思いますが、地域の住民からすれば、交番員が減ったりするとこれまでどおり地域のイベントにも参加してくれるのか、また、これが一番なのですが、普段のパトロールなど、治安対策は大丈夫なのかと不安になります。

警察官の配置については、総合的な状況を勘案して決定しているのだとは思いますが、実際のところどのように決めているのでしょうか。

田中警務課長

警察官の配置につきましては、限られた人的リソースを有効に活用いたしまして、様々な治安課題に対して警察の総合力を最大限に発揮できますよう毎年4月、急を要するものにつきましてはその都度、見直しを行っているところでございます。

令和6年度におきましては、先ほど御質問がありましたけれども、サイバー事案でありますとか特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺、自転車やその他の小型モビリティ対策等を強化いたしますとともに、阿波吉野川署新庁舎整備に万全を期すためにスクラップアンドビルドによりまして、新たな組織や係等を設置しましたほか、既存の体制を強化したところでございます。

これに伴いまして、本部や警察署のデスク部門のほか、地域交番の配置人員を見直したところでございます。

委員の御質問にありました交番につきましては、各交番に配置をしてございますパトロールカーの運用と隣接交番との連携により、事件など発生時の早期臨場に努めてございますほか、地域住民の方々と連携して行っております防犯や交通安全の活動につきましても、警察署の生活安全課や交通課と連携して、できるだけ多くの警察官が参加して実施できるよう努めてまいりたいと考えております。

岡田（晋）委員

次に、職場環境改善に向けた取組についてお尋ねします。

以前、説明を受けた際に、警察職員には一定程度の欠員を抱えていると伺いました。

警察官としてふさわしい人材を選んでいることとは思いますが、他方で、途中で転職する方もいて、これが欠員要因の一つとなっていると聞いております。

せっかく警察官としてスキルを身に付けているのであれば、長く働けるような職場環境を構築する必要があると考えます。

県警において、ワーク・ライフ・バランスの推進や効率的な組織運営など、職場環境の改善に向けてどのように取り組んでいるのか、お伺いします。

田中警務課長

県警察におきましては、より効率的な業務運営を行うために、組織や制度の見直しを進めてございます。

警察署の夜間休日における緊急呼出しを見てもみますと、その大半が検視業務でございまして、刑事課員の多くが家庭で過ごす時間を削って検視業務に従事しているということが明らかになりましたので、昨年4月、本部捜査第一課に検視隊を新設いたしまして、警察署員を呼び出さずに検視業務を行うことといたしました。

また、交番や駐在所の勤務員が留置管理業務に従事することで、パトロールや街頭監視の時間が減少していたというような実態もございましたので、これも昨年4月に、県下の留置施設と専任の留置担当官を2か所に集約いたしまして、交番勤務員等の応援を得ることなく留置管理業務を行うこととしてございます。

これによりまして、警察署の刑事課員の負担が軽減いたしますとともに、交番勤務員等が本来の業務に従事する時間が確保でき、加えまして検視業務や留置管理業務の専門性が

高まって、より適正な業務推進につながったと考えておるところでございます。

また、職員が育児休業を取得する場合、代替要員といたしまして、会計年度任用職員を配置してございますけれども、本年4月に育児休業等支援員制度を設けまして、例えば交番勤務員が育児休業を取得する場合に、その交番に支援員の警察官を派遣するなど、育児休業で長期欠員が生じる所属、係を支援しているところでございます。

育児休業取得者からは、休みやすくなったとの声もありまして、引き続き、こうした取組を継続してまいりたいと考えております。

岡田（晋）委員

最後に、警察官採用の取組についてお尋ねします。

近年、サイバー犯罪や特殊詐欺など、警察を取り巻く環境も大きく変わってきており、多彩な人材確保が重要な時代となっていると思います。

一般的な職務を担う警察官の採用は当然のこと、これら専門性のある職員をはじめ様々な経験を有する警察官を確保する必要があると考えます。

現在、県警において、どのような職員採用の取組や活動を展開しているのか、教えてください。

田中警務課長

県警察におきましては、多彩な能力や豊富な知見を有する人材の確保に向けた取組を、質、量と共に強化をしているところでございます。

採用におきましては、一般的な競争試験による採用とは別に、専門的な知識や経験を有する者を選考採用してございまして、これまでサイバー犯罪捜査官やヘリ操縦士のほか、公認心理師の資格を有する者を被害者支援担当官として採用をしております。

複雑化しております治安課題に的確に対処するため、今申しました選考採用の職種拡大でありますとか、またサイバー・DXを含む金融・経済などに関する高度なスキルを備えて、現に大学、また民間企業で勤務されている方々の任期付き採用なども検討してまいりたいと考えておりますほか、UIJターン採用についても、これまで以上に取り組んでまいりたいと考えております。

岡田（晋）委員

専門性のある職員の確保のためには、新卒者に限らず実務経験者の採用の強化や、県外出身者のスカウトなど、今までにない発想で取組を是非進めてください。

現在、出生率が低下し、子供も少なくなっている中で、地域の治安を守っていただく警察官という仕事は重要な位置付けにあります。

若い世代からも、警察官として働きたいと思われるような憧れの職業であってほしいと願います。

2月の付託委員会で申し上げましたが、近隣高校の生徒などが警察署の武道館で警察のお家芸でもある剣道や柔道を共に練習したりして、住民が身近に感じられる警察署、そして若い人たちが憧れ、なりたい職業として警察官が選ばれるような取組をしていただきたいと思います。

警察署の道場の在り方については是非、前向きに検討していただくよう再度要望して、質疑を終わります。

福山委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

公安委員会関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、公安委員会関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、議案第14号

以上で、公安委員会関係の審査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時33分）